

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年8月25日（金曜日）

午前10時00分開会、午前11時24分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和5年第4回（12月）定例会の日程（案）について

(2) 令和5年第3回（9月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報告	10件	イ 条例	7件
ウ 補正予算	6件	エ 契約・財産の取得	6件
オ 市道の認定等	2件	カ 諮問（最終日提出）	1件
キ 認定	3件		

③ 請願・陳情について

④ 各種委員会委員の選出について

【土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会委員（選出すべき人数1名）】

- ・委員の任期 委嘱の日から令和7年12月末まで
- ・従来の選出方法 総務市民委員会から1名選出

【土浦市空家等対策協議会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 令和5年11月7日から令和7年11月6日まで
- ・従来の選出方法 総務市民委員会から1名選出

【土浦市住生活基本計画策定委員会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 委嘱の日から計画策定日まで（令和7年3月末を予定）
- ・新規選出

(3) 議会運営委員会委員の辞任及び新たな委員の選出について

(4) 会派控室の移動について

(5) 議会の機能強化に資する事項の検討について

① 常任委員会旅費増額の検討について

② 台南市（友好交流都市）に対する行政視察について

(6) 人事案件に係る議案に含まれる個人情報の取扱いについて

(7)「土浦市議会における災害発生時の対応」並びに「非常時参集及び連絡訓練」について

(8) その他

5 閉 会

出席委員（6名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委 員	小坂	博
委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

辞任委員（1名）※令和5年8月23日付

委 員	下村	壽郎
-----	----	----

その他出席した者

議 長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

説明のため出席した者（5名）

副市長	東郷	和男
副市長	片山	壮二
市長公室長	船沢	一郎
財政課長	山口	正通
財政課財政係長	小神野	昭博

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	天貝	健一
次長補佐	小野	聡
主 査	津久井	麻美子
主 査	松本	裕司
主 幹	高橋	陽平

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 皆さんおはようございます。本当に暑い日が続いて皆様方のしっかりと議論をしていただき、9月議会がスムーズに市民の皆さんのためになるような機会にできるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございます。

○吉田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。協議事項1、令和5年第4回12月定例会の日程案について協議をお願いします。執行部から説明願います。

○東郷副市長 資料ナンバー1をお願いいたします。よろしいでしょうか。令和5年度第4回の市議会定例会の日程案でございます。12月の5日火曜日開会。それから21日の木曜日の閉会をお願いしたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員長 それではただ今の件で何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。第4回定例会の日程については執行部説明のとおりといたします。つぎに、協議事項2、令和5年第3回9月定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○東郷副市長 資料の2をお願いいたします。令和5年第3回定例会の日程案でございます。開会が9月5日火曜日開会、9月25日火曜日、閉会の会期をお願いしたいと考えてございます。なお5日初日ですね、全協のお願いさせていただきまして、案件につきましては令和4年度の決算の認定について、それから令和4年度の土浦都市開発株式会社決算状況について、それから令和5年度女性模擬議会の開催について、それからパブリックコメント等の実施についての案件について説明をさせていただきたいと考えてございます。結構多いので、9時半からお願いできればというふうに考えてございます。それから中日になりますけれども、人権擁護委員の候補者の推薦について。最終日の上程を考えてございますので、一般質問の最終日ですね9月13日頃になろうと思いますけれども、全協の開催をお願いして説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。それから最終日については、現在のところ案件はございませんけれども、必要が生じた場合については開催をお願いしたいというふうに考えてますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の件で何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。つぎに上程される議案等の説明をお願いいたします。まず、報告について執行部から説明願います。

○船沢市長公室長 おはようございます。それでは、資料3になります。議案概要という資料の表紙をお願いいたします。それでは着座にて御説明をさせていただきます。初

めに表紙でございます。今回提出の方予定してる案件につきまして、まず、報告案件、そちらが10件、それから(2)になります。議案が21件。それから(3)諮問こちらが1件で、こちらにつきましては先ほど東郷副市長が御説明申し上げました、人権擁護委員の関係の諮問でございます。それから(4)認定、こちらの方が3件となっております。それでは順次御説明させていただきますので、資料の下で4ページになりますが、お願いいたします。それでは報告案件の方から御説明の方させていただきます。はじめに4ページの左上、専決処分が5件ございます。いずれにつきましても和解についての案件でございます。それでは4ページの左上の方から順次御説明の方させていただきます。報告第23号専決処分の報告について、道路管理瑕疵による人身事故の和解につきましては、天川2丁目地内の市道を歩行中、ガードレール等のない、舗装してありました下り勾配のすりつけ部分で転倒いたしまして、肋骨等のけがを負った事故の和解でございます。続きまして、報告第24号専決処分の報告について、道路管理瑕疵による人身事故の和解につきましては、東真鍋地内の市道。これ、場所がですね、市民会館の裏手に和食のお店、医師会の近くですけど、あったかと思いますが、その付近の市道でございます。歩行中、側溝の蓋に隙間がございまして、その隙間に足が落ちてけがを負った事故の和解でございます。お隣の5ページをお願いいたします。報告第25号専決処分の報告について、道路管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、東中貫町地内の市道でございます。そこを、車両が走行中、道路の陥没箇所にも前輪が落ちて、タイヤが破損した事故の和解でございます。報告第26号専決処分の報告について、道路管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、港町三丁目の市道におきまして、停車しようとして、路肩に寄せた際、側溝のふたが割れて、タイヤ及びバンパーが破損した事故の和解でございます。一番下になります。報告第27号専決処分の報告について、公用車に係る物損事故の和解につきましては、公用車。清掃センターのトラックでございますが、真鍋三丁目地内の市道を走行中、対向車と直進してきた相手方とすれ違った際に接触しまして、相手方の右サイドミラー等が破損し、発生した事故の和解でございます。以上の5件につきましては、自治法の規定によりまして、専決処分をいたしまして、報告をさせていただいたものでございます。続きまして、6ページをお願いいたします。こちらにつきましては法人の経営状況3件、例年行ってるものでございます。報告第28号から30号につきましては、資本金等を2分の1を出資している法人について、自治法の規定によりまして、産業文化事業団、農業公社、ラクスマリーナ、それぞれの4年度の決算状況を提出するものでございます。主な事業の概要及び決算状況につきましては、6ページの表のとおりとなっておりますので、後程御参照いただきたいと思います。7ページをお願いいたします。健全化判断比率2件でございます。まず上の報告第31号32号につきましては、健全化に関する法律にも基づきまして、議会へ報告をさせていただくものでございます。まず上段報告第31号令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきまして、表を御覧いただきたいと思います。上に表ございますが、網掛けの部分、こちらが指数で隣に健全化基準という数字が入ってございますが、こちらがイエローカードに相当する数値となっております。

ます。それでは四つほど指標ございますので、上段の方から御説明させていただきます。一番上の段、実質赤字比率につきましては、一般会計及び公共用地先行取得特別会計におけます、実質赤字が財政規模に対してどれぐらいの割合、割合かを示す比率でございます。二つ目につきましては、連結赤字、連結実質赤字比率につきましては、以上に加えて、特別会計、上下水道の公営企業会計を加えた全会計の赤字の割合を示したものでございます。いずれにいたしましても1段目、2段目といたしましても、赤字は生じてございません。3段目、実質公債費比率につきましては、公債費や特別会計の繰出金で公債費に充てられたものと、実質の公債費の標準財政規模に対する割合を示すものでございまして、過去3ヵ年平均で5.1パーセントとなっております。続きまして一番下の段、4段目、将来負担比率につきましては、公債費に加えて、職員全体の退職金、一部事務組合や公社の負債など、将来の財政負担と考えられるものから、基金などの将来負担に対する財源として見込める歳入もございまして、5.1パーセントとなっております。この結果、四つの指標につきましては、先ほど申し上げましたイエローカード、その基準のほうを下回ってるものでございます。続きまして下段の方でございます。報告第32号資金不足比率の報告につきまして御説明させていただきます。こちらにつきましても、網掛けの隣、判断、健全化基準等がございまして、これが国が示すイエローカードの基準でございます。公営企業単体の赤字の割合を示すものでございまして、農業集落排水、下水道、水道、いずれも資金不足の方は生じてございません。説明につきましては以上でございます。

○吉田委員長 それでは、委員の皆様、ただ今の説明で何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 特にないようでございます。つづきましてつぎに、条例について説明をお願いいたします。

○船沢市長公室長 それでは資料の8ページをお願いいたします。それでは条例の方、順次御説明の方させていただきます。まず議案の第58号市税条例の一部改正につきましては、法改正に伴う改正でございまして、上からちょっと順次御説明させていただきます。市民税関係につきましては、森林環境税の導入に伴う改正といたしまして、個人住民税と合わせまして、令和6年度から年額1,000円を徴収するに当たりまして、各規定を整理する改正。森林環境税につきましては国税でございまして、今まで皆さんおなじみの森林湖沼環境税、あちらは県税でございます。県税ではなく、新しい国税の森林環境税に伴うものでございます。それから下の段になります。給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に係る改正といたしまして、特に異動がない旨を記載した申告書を提出することができるという簡素化に関する規定でございます。それから、軽自動車関係でございます。自動車メーカーの不正防止に係る改正でございしますが、自動車メーカーがエンジンの燃費、それから排ガス試験等の不正を行いまして、これによりまして、税収不足が生じた場合、その納税義務者は消費者ではなく、メーカーとみなす規定でございまして、不足額を徴収する際には、納税義務者であるメーカーの方から加算する割合、今まで10パーセントでございましたが、35パーセントに引き上げる改正でござ

います。扶養親族等の簡素化に関する改正につきましては、令和7年の1月1日から、それ以外につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。つづきまして、議案第59号特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、法改正に伴いまして、引用する法律の条項ずれが生じたことから、それを整理する改正でございまして、公布の日から施行するものでございます。お隣の9ページをお願いいたします。議案第60号下水道事業の設置に関する条例の一部改正につきましては、農業集落排水事業、農集事業でございしますが、こちらが地方公営企業法に適用し、下水道事業に統合することに伴いまして、下水道事業、これまでの公共下水道事業に加えまして、新たに農業集落事業として定義いたしまして、農業集落事業を加えた形での定義いたしまして、農水農業集落排水事業の処理区域等の内容を明記するほか、また農業集落排水事業特別会計条例を廃止するなどの改正であり、令和6年4月1日から施行するものでございます。つづきまして議案第61号公共物管理条例の一部改正につきましては、認定外道路や水路等の使用料にかかる規定の整備といたしまして、納入期限に関する規定、それから、端数処理の規定の明文化及び文言の整理でございまして、公布の日から施行するものでございます。10ページをお願いいたします。議案第62号博物館条例の一部改正につきましては、博物館及び上高津貝塚ふるさと歴史の広場の入館料を改正するものであり、令和6年1月1日から施行するものでございます。博物館は改修工事をやっております、令和6年1月にリニューアルオープンをさせていただき予定でございまして。議案第63号水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分について、不動産の信託の受益権の買入れ又は譲渡を追加する改正や条項ずれを整理する改正であり、資産の取得処分の追加は公布の日から、条項ずれの整理は、令和6年4月1日から施行するものでございます。議案第64号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、市の監査委員監査委員条例及び土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の条項ずれが発生したものから、それを整理するものであり、令和6年1月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 それではただ今の説明で何かございますか。

○小坂委員 県の森林湖沼税とは別に、これ新たに作られる税でよろしいんですかね。

○船沢市長公室長 森林環境税につきましては、かなり前にもですね、建設委員会の方に、説明しておりまして、何年か前に出てきたものでございまして。既にできてるものでございまして、既に国の方から前倒しでお金の方が降りてきて、それを基に積み立てるものでございます。実際に徴収が始まるのが新たに始まるという内容でございます。

○吉田委員長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようでございます。それではつぎに補正予算について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 それでは、補正予算につきまして順次御説明させていただきます。まず全体に関するものでございます。議案第65号は、一般会計補正予算の第6回。それから、議案の第66号から70号につきましては、各特別会計の補正予算でございます。まず、一般会計につきましては、ちょうど数字三つございますが、中ほどの補正額の一番上の段でございます。一般会計につきましては、23億9,852万6000円。特別会計につきましてはその一つ下でございます。3億3,289万1000円。それぞれ、当初予算に見込めなかった事業費を計上をお願いするものでございます。それでは個別の内容を御説明させていただきますので、12ページの方お願いいたします。それで備考の方に書いてございますが、一段ごと上から順次御説明の方させていただきます。まず2款総務費、1項総務管理費、22目財政調整基金費につきましては、決算剰余金への積み立てを行うための積立金の増となっております。続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険から支給されている職員の人件費につきまして、今般、育児休暇を取得する職員の代替といたしまして、会計年度任用職員の時間延長で、その分を対応しますことから、不足額を補填するため、一般会計から繰出金を増額計上するものでございます。2項児童福祉費、3目児童福祉費対策費につきましては、マタニティータクシー利用助成事業におきまして、利用件数、金額が増加していることから、タクシー事業者への補助金を増額計上するものでございます。こちらにつきまして利用方法を変更したことに伴いまして、利用がしやすくなって伸びたものとなっております。続きまして、5目保育所の保育所費の1項目め、認定子ども園土浦幼稚園整備事業におきまして、補助対象となる配分基礎額に加算がありまして、国から現予算を上回る内示額が示され、歳入の国庫収入が増額となりますことから、既存予算の財源を一般財源から国庫支出金に構成するものでございます。2項目目につきましては、保育士の賃金を3パーセント程度引き上げるために、令和4年2月から9月まで実施いたしました処遇改善事業に対して交付を受けた国庫支出金につきまして、実績によります額が確定に伴う精算でございます。超過交付分を返還するための返還、返還金の計上となっております。13目放課後児童費につきましては、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善といたしまして、交付を受けた国庫支出金につきまして、こちら先ほどと同様でございます。実績による額の確定に伴う精算でございます。超過交付分を返還するための返還金を計上するものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、5目健康増進事業費につきましては、子宮頸癌、乳癌、集団検診の受診者。3歳児健康審査に來所した保護者に対する検診のうち、自己検診啓発パンフレット等を配布する事業に対しまして、このパンフレット配布につきましては、これまで市の単費で行ってききましたが、新たに県の補助が受けられることになったことから、既存予算の財源の一部を一般財源から県支出金に構成するものでございます。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金に対する返還金を計上するものもございます。令和2年度にコロナの影響を受けた中小事業者の負担を減らすため、信用保証料に対しまして補助金を交付する事業を実施いたしました。この中で、一部の事業者におかれまして繰上償還したことによりまして、

保証期間が短縮され、信用保証料が減額になったことに伴いまして、事業者への補助金に過払いが生じたことから、この分の返金を受けました。事業者への補助金の原資は、臨時交付金でありますことから、精算といたしまして、過払い返金分を超過交付分として返還するものでございます。続きまして第7款土木費、3項河川費、2目排水路維持費につきましては、6月の台風の影響によりまして、大雨を記録したところでございます。その際、水路の破損等の被害が発生いたしまして、排水路維持管理事業に不足が見込まれますことから、補修工事費を増額計上するものでございます。3目排水路整備事業につきましては、中村南地区につきまして、大雨時に道路の冠水が発生しており、特に先ほど申し上げました6月の大雨時には、中村南4丁目で浸水被害が発生しましたことから、浸水対策を早急に実施するため、基本設計委託料を増額計上するものでございます。4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、スマートインターチェンジ整備事業において、NEXCOの方と協議をしてございまして、NEXCOの方から地質調査の前倒し、改めてアクセス道路、こちらにつきましては自治体の方で整備するものでございますが、アクセス道路等の検討を求められてございますことから、委託料を増額計上するものでございます。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、本年10月から実証実験といたしまして、開始を予定してございます中学校等の休日の部活動の地域移行について、一部の部活でスタートすることから、当面の間、受益者負担を求めないこととしたことから、受益者負担相当分を運営団体に補助するため、補助金を増額計上するものでございます。あわせて、当事業につきましては、国からの委託事業となりますが、県を通してお金が交付されますことから、当初予算分の財源を国庫支出金から県支出金へ財源更正するものでございます。5項保健体育費、5目学校給食費につきましては、本年10月から、土浦市立小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒の給食費を、無償化することから、財源を一般財源に振り替える財源更正を行うものでございます。13ページをお願いいたします。こちらが特会となっております。国保特会を除きまして、いずれも4年度の決算に伴う決算剰余金の処分等に関する補正でございます。まず、駐車場特別会計につきましては、決算剰余金を駐車場特会の財政調整基金へ積み立てるため、積立金を計上するものでございます。国民健康保険特別会計の1項目めは、育児休業を取得する職員の代替といたしまして、会計年度職員の勤務時間の延長に伴う報酬等の増額計上。2項目めにつきましては、令和5年度から出産育児一時金が引き上げられたことに伴いまして、令和5年度に限り、国から保険者に一部助成があることから、財源を一般財源から国庫支出金に構成するもの。3項目につきましては、1項目めと同様、育児休業を取得する職員の代替といたしまして、会計年度任用職員の勤務時間等の延長等に伴う報酬等の増額計上。4項目めにつきましては、決算剰余金を国保特会の財政調整基金へ積み立てるため、積立金を計上するものです。後期高齢者医療特別会計は、一般会計の繰出金、介護保険特別会計は、介護給付費準備基金への積立金、国庫支出金、県支出金の返還金及び一般会計の繰出金、農業集落排水事業特別会計は一般会計の繰出金をそれぞれ計上するものでございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 それでは、委員の皆様、ただ今の説明で何かございますでしょうか。

○小坂委員 えっとですね12ページの都市計画費のスマートインターチェンジ。これ、令和6年度の新規事業かっていうことなんですけど、これ補正ということではよろしいんですかね。それと、ちょっと参考までに、いつ頃までにできそうかどうかちょっと分かれば。

○船沢市長公室長 こちらにつきましては、いろいろNEXCOともかなりもう具体的な協議をする中で、事業化の方向に記載してございます6年度の実業化を見せる形で、作業を前倒しという形で協議の方が進んでございまして、それに間に合わせる形で、作業するための補正のお願いでございまして、それから、事業完成の見込み年度ですね。それ、もちろん今から事業化になりましたあとに入りますので、その状況にもよりますが、一般的な他市の状況とか見ると、一つには大体事業開始から10年ぐらいというスパンで、整備するケースがございまして、私ども2年に始まってございまして、一つ目標として、12年度とちょっと。そこら辺の目標年度というのがございます。以上です。

○吉田委員長 その他ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようでございます。つぎに契約、財産の取得から認定について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 それでは続きまして14ページの方お願いいたします。契約・財産の取得でございます。こちらにつきまして付記の方にもございますとおり、予定価格が1億5000万円以上の工事の請負契約及び予定価格が2000万以上の動産等の取得につきまして、議案として提出をさせていただくものとなっております。それでは14ページの方から順次御説明させていただきます。議案第71号は、南小学校校舎棟及び屋内運動場等長寿命化改良機械設備工事請負契約の契約につきましては、衛生設備、屋内外給排水設備、消火設備等の改修工事につきまして、一般競争入札の結果、株式会社アクアプラントテックが。それから15ページをお願いいたします。議案第72号こちらにつきましても都和南小でございまして、こちらにつきましては、改良建築の主体工事となっております。その請負工事の契約につきまして、校舎棟、屋内運動場及び渡り廊下の長寿命化工事につきまして、一般競争入札の結果、山本・折本特定建設工事共同企業体が。16ページをお願いいたします。議案第73号川口運動公園野球場スコアボード改修工事請負契約の締結につきましては、スコアボードについて、一般競争入札の結果、雅電設株式会社が、それぞれ落札いたしましたので、契約に当たり、議決をお願いするものでございます。議案第74号常磐線荒川沖・土浦間岩柳跨線橋人道橋架替他、1工事の変更契約の定締結につきましては、2番橋の更新、それから1番橋の撤去に伴う作業ヤードの整備につきまして、当初、市で施工する予定でしたが、JRに施工を委託することで、発注、入札期間及び設計協議を省くことができ、工期を短縮することが可能でありますことから、JRに設計施工を委託するため、現協定を変更するものでございます。17ページをお願いいたします。議案第75号財産の取得、荒川沖消防署、配置災害対応特殊緊急自動車の工事につきましては、指名競争入札の結果、公権ネ

ットワークス株式会社が、議案第76号神立消防署配置災害対応特殊科学、消防ポンプ自動車、1型の購入につきましては、指名競争入札の結果、日本機械工業株式会社がそれぞれ落札いたしましたので、契約に当たり議決をお願いするものでございます。続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。議案第77号市道路線の認定についてでございます。18ページにつきましては、中村南6丁目の6号線。19ページの荒川沖19号線につきましては、それぞれ民間会社の開発行為に伴う市道認定を行うものでございます。20ページをお願いいたします。議案第78号市道の路線の変更につきましては、神立駅西口地区土地地区画整理事業に伴いまして、神立中央一丁目12号線と接続する県道が、既存の位置より北西方向に整備されますことから、市道の規定を変更するものでございます。21ページをお願いいたします。決算の認定でございます。まず、認定第1号令和4年度土浦市歳入歳出決算の認定について、令和4年度決算は、令和3年度と比較いたしますと、一般会計では、歳入が0.4パーセント、歳出がほぼ同率となり、ともに微増となりました。特別会計でも、国保特会で減となったものの、歳入歳出とも0.4パーセントの増となりました。認定第2号は、下水道事業認定。第3号は、水道事業の決算の認定でございます。詳しい内容につきましては、予算決算委員会で御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。続きまして、22ページをお願いいたします。最後になりますが、最終日に提出を予定してございます人事案件となっております。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、この人権擁護推進委員というものは、市長が推薦いたしまして、法務大臣が委嘱することになってございまして、6名が12月をもって任期が満了となりますことから、推薦をするものでございます。第3回の定例会に提出させていただく議案等の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 それでは、委員の皆様、ただ今の説明で何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 その他ございません。

○吉田委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

＜執行部 退席＞

○吉田委員長 それでは引き続き、つぎに、請願陳情についての協議に移ります。受理番号4、第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願について、事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料4をお開き願います。提出期限までは、あと1週間ほどございますけれどもこれまでに提出されましたのが、1ページの文書表に記載のとおり請願2件ということでございます。2ページ目をお願いいたします。受理番号4、第二期雄地球温暖化防止実行計画の前倒しでの見直しに関する請願ということで、紹介議員が今野貴子議員でございます。文章が長いので要約して御説明をいたしたいと存じます。資料3ページの2段落目です。2020年10月に日本政府はカーボンニュートラル宣言を行うとともに、2021年4月には2050年カーボンニュートラルと

整合的で、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から比較して46パーセント削減すること。さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。さらに本年5月に行われたG7広島サミットでは、上昇を1.5度までの抑制目標の達成に向けて、遅くとも2025年までに、世界の温室効果ガス排出量を頭打ちにし、温室効果ガスを2019年度比で2030年までに43パーセント、2035年までに60パーセント削減を強調し、7月には国連のグテーレス事務総長が地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した。化石燃料の利益と気候変動に関する無策は容認できないと発言しています。次のページです。ところが、第二期土浦市地球温暖化行動計画の目標は2030年度までに、2013年度比で総排出量で18パーセント以上削減を目指し目指します。と極めて低い目標となっております。続きまして7ページをお願いいたします。ページに請願事項が記載され3点ほど記載されてございます。まず1点目、第二期雄地球温暖化防止実行計画の見直しに即着手し、少なくとも国レベルの目標の設定を行うこと。二つ目です。市長トップとする部門横断の推進体制を構築すること。3点目、環境審議会のもとに、土浦市地球温暖化防止実行計画見直しの作業部会を設置し、専門家に加え、広く市民の参加も促し作業を進めること。以上がこの請願の内容でございます。請願書につきましてはその下に記載のとおりでございます。説明は以上です。

○吉田委員長 それでは皆様からの御意見等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 御意見もないようでございます。受理番号4、第二期土浦市地球温暖化防止実行計画の前倒しでの見直しに関する請願について、付託先でございますが、総務市民委員会ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは、受理番号4については、ただ今のとおり決定いたします。続いて、受理番号5、教職員定数改善と、義務教育国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 はい。それでは資料の8ページをお願いいたします。タイトルが今委員長がおっしゃいましたように教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願ということで、紹介議員につきましては奥谷議員でございます。請願の代表者は茨城県教職員組合執行委員長でございますが、ほか376名の署名がついているというものでございます。こちらにつきましては今年の第3回定例会でも同様の請願が出ております。請願事項も全く同じということでございますけれども、9ページの下段の3点の請願事項を朗読いたします。1点目、中学校での35人学級を早急に実施すること。またさらなる少人数学級について検討すること。2点目学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や、少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。3点目です。教員の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度を堅持する

ことが請願内容でございます。付託先の御協議をお願いしたいと存じます。

○吉田委員長 それでは付託先でございますが、昨年同様、文教厚生委員会ということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 それでは、受理番号5については、ただ今のとおり決定いたします。つぎに、各種委員会委員の選出について御協議をお願いいたします。事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料1の件名一覧をお願いいたします。1ページ目の中段以降になりますけれども、4各種委員会委員の選出でございます。今回は3件ございます。1点目が土浦市公共施設等再編再配置計画策定委員会委員を選出すべき人数が1名でありまして、従来の選出方法は総務市民委員会から1名というものでございます。2点目が、土浦市空家等対策協議会委員選出すべき人数が1名、従来の選出方法は総務市民課委員会から1名でありました。それから3点目が新規のものでございます。こちら土浦市住生活基本計画策定委員会委員というもので、住宅営繕課の所管する委員会でございます。市営住宅を含む、住生活の安定の確保と、向上の促進に関する施策を総合的計画的に推進するための計画、基本計画を策定する期限つきでの委員会というものでございます。説明は以上です。

○吉田委員長 それでは、選出方法についてはいかがいたしましょうか。ここにただ今説明のとおり、土浦市公共施設再編再配置計画策定委員会委員及び土浦市空き家等対策協議会委員についての選出方法につきましては、事務局から説明のあった従来の選出方法で、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは従来とおりの選出方法といたします。新規の土浦市住生活基本計画策定委員会の委員の選出方法につきましては、産業建設委員会からということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは産業建設委員会からといたします。つぎに協議事項3、議会運営委員会委員の辞任及び新たな委員の選出について及び会派室の移動について事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 8月21日付で下村元委員から議会運営委員会委員の辞任届が議長宛に提出され、23日付で議長から許可を得ているものです。委員が1名欠員となりましたので、定例会初日9月5日の本会議において新たな委員を選任する運びになります。つきましては、1名の委員をどの会派から選出していただくかを御協議願います。なお、下村議員は9月1日付けで郁政会から無所属議員になるということから、郁政会の所属議員が8名から7名に変更になります。会派異動届は月の途中での提出ができないことから、9月1日付けで提出されることとなっており、提出前ではありますが予め御協議いただくものです。議運の委員の各会派からの選出人数の決定方法について、お分かりにならない方もいらっしゃると思いますので、まず、初議会の際にどのように選

出したのかを御説明いたします。資料5をお開きください。そもそも議運の委員は、上から2行目に記載のとおり先例により、所属議員4名につき1名を選出することを基本とするとされております。表の左側が各会派と所属議員数を示しています。次の規定による確定分aは所属議員を4で割った人数で郁政会が所属議員8人ですので2人確定、新勇会・公明党は所属議員4人ですので1人が確定、共産党以下につきましては所属議員が4人に満たないことから0人となり、確定した人数が4人で残り3人を選出する必要があります。そこでその右側の欄です。aに1人加えた場合に議運委員の会派代表としての負担度合がどうなるかを数字で示したもので、郁政会が負担度合いが最も高いことから協議分として1人追加したものです。そうすると残りが2人となりますが、新勇会から政新会までが同じ負担度合いとなってしまいましたので選出できない状況になってしまいました。そこで次の右側の欄で更に1人加えた場合の負担度合いを計算してみると5会派が同じ負担度合いとなり、選出が困難な状況でありました。2ページに移りまして、そうしたことから確定分aに1人加えるのではなく2人加えますと、負担度合いを計算すると御覧のように差が生じ、上から3会派の負担度合いが他の会派より高いことから、協議分としてこの3会派から1人ずつ加えると合計7名となった、というものです。3ページをお願いします。この度、郁政会が8人から7人になることから改めて御協議いただくわけですが、まず確定分aは各所属議員数を4で割ると上から3会派はいずれも1人確定となり、残り4名分について協議することになります。これまでの選出方法とおりaに1人加えた場合の会派代表としての負担度合いが次の欄のようになりますので、郁政会は1人追加になりますが、新勇会から政新会までは同率になってしまいますので、更に次の欄でa + bに1人を加え計算しますと郁政会が1人追加となり残り2人になりますが、先程と同じように新勇会から政新会までは同率になってしまいます。この手法を更に繰り返していっても同率のままで選出が困難であります。そこで4ページ。確定分aと協議分bまでは先程と同じで、新勇会から政新会までが同率ですので、つぎに初議会の際と同じようにa + bに1人ではなく2人を加えて会派代表としての負担度合いを計算しますと、記載のように差が生じ、上から3会派に協議分として1名ずつ追加しますと7名をきれいに選出できるというもので、右端の欄に記載のとおり郁政会から3人、新勇会から2人、公明党から2人となり現状と同じ選出人数となります。これが初議会の際に用いた手法により選出する案となります。つきましては、欠員となった1名を郁政会から改めて選出していただくというものでございます。続きまして、協議事項の会派控室の移動については、下村議員が無所属議員となり、御本人の希望により、現在、無所属議員3名が使用されている会派室5に移られることとなります。郁政会から選出いただいた委員の候補者につきましては、今後、議運の開催予定がございませんので、議運での報告を割愛させていただき、初日の全協で御報告し本会議で選任する運びでよろしいでしょうか。御協議をお願いします。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今説明にありましたとおり、郁政会という、お話がございました。皆様これにつきまして、御意見がございましたでしょうか。

○田中委員 例えば、下村議員が入ってなくても1人になったら、一度1人減って、1

人増えるような計算になるってことなんですか。

○天貝議会事務局次長 下村議員が今回辞任届を出して1人欠員になったと。ここは欠員になったということで、委員会条例によりまして速やかに補充をしなきゃいけないということになっておりますので、誰を選出するかということでございますけれども、まずは、この議運の委員というのは、所属する会派から選出することになっておりまして、割り振りをまず決めるということでございますので、誰を選出するかというよりは、どの会派から、その補充分を補充するかということで、ただ今説明をさせていただいて、初議会の例にならうと、会派会派の所属議員数は変わっておりますけれども、同じような計算方法でいくと、郁政会からもう1名というのが、案ということでございます。

○田中委員 ありがとうございます。ちょっと聞きたいのは下村議員じゃなくて、郁政会のこの議運に入っていない方が、例えば、異動されたときも、この率っていうのは変わるってことなんですかね。

○天貝議会事務局次長 どなたが抜けた場合でもこの手法については変わりはありません。

○田中委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 御意見もないようでございますので、事務局案のとおり、郁政会とすることで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。

○天貝議会事務局次長 ただ今郁政会から選出することということで、決まりましたけれども、その候補者につきましては、今後本来であれば議運の方に報告すべきではございますけれども、今後初日までに今のところを議運の開催予定がございませんので、議運での報告を割愛させていただきまして、初日の全員協議会で御報告した上で、本会議で選任する運びとしたいと存じますが、そちらでよろしいでしょうか。

○吉田委員長 皆様、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 そのとおり、よろしく願いしたいと存じます。

○吉田委員長 それではつぎに、協議事項5、議会の機能強化に資する事項の検討について、議長及び事務局より説明をお願いいたします。

○島岡議長 件名一覧、2ページを御覧ください。協議事項の5の1と2につきましては、議会内より、各委員会の旅費を増額してはどうかという声、それは、友好都市となった台南市への行政視察に行くことを可能にすべきではないかというような声が上がっております。これらの件につきましては、議会の機能強化に繋がる反面、市民感情を的確にとらえて、慎重に判断すべきものだと思っております。まずは議員の皆さんに十分議論していただきたいと存じます。つきましては議会初日、9月5日の全員協議会にお

いて、自由討議の形で議論をしていただきたいと考えております。そしてその結果を踏まえて、再度、議会運営委員会を開いていただき、改めて協議していただきたいと存じますので、御理解お願いいたしたいと思います。

○**天貝議会事務局次長** ただ今議長の方から、初日の全員協議会のお話ございました。初日につきましては朝 9 時半からを予定してございますが、本会議前でございましてあまり時間がございませんので、他の協議事項の協議を済ませた後に、一旦全員協議会を暫時休憩といたしまして、本会議終了後に、また再開いたして自由討議を行いたいというふうに考えてございます。その際には、本日サイドブック스에アップしていますような資料を用いまして、討議をしていただきたいと存じます。なお本日は資料の説明の方は割愛させていただきたいと存じます。以上でございます。

○**吉田委員長** 皆様から、ただ今の議長、そしてまた事務局からの説明について何か御意見ございますでしょうか。あるいは確認をしておきたいというようなことございましたら。

○**天貝議会事務局次長** 会議録もつけてございますが、常任委員会の旅費を 15 万円から 12 万円に下げたという経緯がございます。それを戻すというような御意見もいただいておりますので、それについてまた御協議いただきたいのと、友好交流都市の締結を結んだ台南市に先日、市長・議長はじめ、各常任委員会 1 名ずつ、表敬訪問をされましたけれども、今後についても台南市の行政視察、議会として行えるようにという御意見があるということでございますので、それを踏まえてそれを可能にするのかどうかと、もしくはその方法等について御協議を全員協議会で、まず自由に皆さんから御意見いただいて討議をしていただいて、それを元にまた議会運営委員会でフィードバックして議論していただくというふうに考えてございます。

○**吉田委員長** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** ないようでございますので、9 月 5 日の全員協議会の最後に、改めて協議をするということで討議をするということで、よろしく願いをいたします。それでは人事案件に係る議案に含まれる個人情報の取り扱いについて、事務局から説明を願います。。

○**天貝議会事務局次長** 資料の 8 をお願いいたします。人事案件の議案書につきましては、図に示されているように表紙と経歴書で構成されております。経歴書には当人の生年月日や年齢、住所の個人情報が記載されておりますので、傍聴者用の資料には個人情報を公開しないようにする必要がございます。方法としては、傍聴者用資料の経歴書自体の添付を取り止める、若しくは経歴書の個人情報に当る部分を黒塗りにする方法がございますので、どちらの措置をとるか御協議をお願いいたします。説明は以上です。

○**吉田委員長** それでは経歴書自体を添付を取り止める方法。それから個人情報に当る部分を黒塗りにする方法。このいずれかで考えていきたいと思うのですが皆様からの御意見で、決めて参りたいと思いますので、御意見を賜りたく存じます。

○**目黒副委員長** こちらの資料の経歴書の表の方では、お名前の人が生年月日と住所と。

マスキングするケース部分というのは、確認ですけど、この生年月日と住所のところだけで、経歴があった方がいいっていうことであれば、その下の職歴はそのまま残しという、そういう考えでよろしいでしょうか。

○天貝議会事務局次長 はい今おっしゃった件ですけれども、氏名は当然残りますけれども、生年月日、年齢、住所、そして職業もすべて残ることになりますと、職業が入っておりますと、個人名を特定できかねないということになりますので、そちらも黒塗りということになります。

○目黒副委員長 やはりどういった方がっていう最低限、まず住所とか生年月日以外のところはあった方が個人的には、ある程度、人となりってというのは、残しておきたいなっていう、傍聴された方も思うのかなと思ったりもするんですけど、いかがでしょうか。

○天貝議会事務局次長 今回のお話は傍聴者用ということで、議員の皆さんにはこの名前のままでございますけれども、やはり個人情報保護の規定がございますので、それに反するわけいけないというふうに考えてございますので、必要な部分は黒塗りする必要があります。以上でございます。

○矢口委員 まず確認なんですがこの場でこの経歴書を付けるか、もしくはマスキングしたごく一部の開示された資料を作るか、どちらかということですよ。

○天貝議会事務局次長 そうですね。

○矢口委員 ということは、今、結論出さなきゃいけないということなんですが、最低限、お名前と必要な情報は傍聴者にも知らせるべきだと考えますので、規定に沿ったマスキングをした情報を添付するという方がよろしいかと私は思います。

○天貝議会事務局次長 すいません説明が不足しておりましたけれども議案書の表紙の方にも、一番下の記の下にお名前は載るということでございますので、それを踏まえた上で御協議をお願いしたいと存じます。

○矢口委員 さらに確認ですけどその議案書の表紙に載る情報と、マスキングされた、添付される情報の量の差異はないということでしょうか。

○天貝議会事務局次長 表紙の方には、次の者を任命したいということで下の記の下に氏名が公表されますけれども、右側は経歴書というものでございますね。この方がどういった方。どこに住んでいてどういう、今までの経歴を持っていったかという、いわば資料となりますので、この資料の部分を削除するか、それともさっき申し上げましたように個人情報に当たる部分を黒塗りにするかということになろうかと思います。

○矢口委員 ちょっと完全に中身が理解できないので、これ具体的な例を挙げていただくと非常に協議しやすかったなと。

○小野書記 サイドボックスの本会議のフォルダを開いてください。令和5年第1回定例会のフォルダを開いていただきまして、事前配付資料を開いてください。一番下に、議案第38号があるかと思います。そちらの方をお開きください。こちら開きますと公平委員会の委員の選任の同意についてというのがございますので、そちらの方を御覧いただけると、お分かりいただけるかと思います。

○吉田委員長 ちょっと私の方から各再度確認をさせていただきたいんですが、これは

表紙の部分ではなくてということでの理解でよろしかったですか。

○天貝議会事務局次長 はい。1 ページ目が表紙に当たる部分で、2 ページ目が経歴書に当たる部分でございます。

○吉田委員長 今改めてこの具体的なものを出して見ているんですけども、これは、表紙に当たる部分なんでしょうか。

○天貝議会事務局次長 これが2枚で議案書ということでございまして議員の皆様にはこれが配布されてます。傍聴者用にどうするかということですけども、表紙に当たる部分が1 ページ目、2 ページ目が経歴書に当たる部分ですので、この経歴書に2 ページ目をまるっきり削除してしまうか、若しくは2 ページ目の個人情報に当たる部分を黒にするかという選択ということになります。

○田中委員 黒塗りの場合は、この例でいくと、名前だけが残ってあとは生年月日、住所は全部黒塗りになってくってことでいいですね。

○天貝議会事務局次長 お名前が残ります。その次の生年月日と年齢が黒になります。そして現住所は土浦市以降が黒になります。それからその下の経歴はすべて黒塗りになるというものでございます。

○吉田委員長 そうしますと皆さん、今お話の中で、私も黒塗りにしておくと、何か、どうしてかな。そこを逆に見たくなくなってしまうかなっていう状況が生まれるのかなというふうにも思いますので。

○吉田委員長 個人情報の保護ということで、表紙にお名前が載るってどなたがなるというのがわかるということですので、こちらは添付しないということでの、はい。どうでしょうか。

○小坂委員 再度確認ですけど、議員には知らされるんですね。

○天貝議会事務局次長 そうです。

○吉田委員長 議員はこのものが知らされるということで、傍聴の方に対しての今取り扱いをどうしようかという、そういう話でございます。

○目黒委員 そうであれば本当に先ほど委員長がおっしゃったとおり、マスキングだらけの資料載るとやっぱり、正直傍聴された方もなんだと思いますし、見た目もあんまりよろしくないっていうかと思いますので、この表紙の部分だけお名前だけの、この掲示だけでよろしいかと私は思います。

○吉田委員長 では順番に。

○矢口委員 同じです。

○小坂委員 同じです。

○田中委員 同じです。

○菅井委員 同じです。

○吉田委員長 それでは、経歴書自体の添付を取り止める方法とさせていただきたいと存じます。あくまでもこれは傍聴の方に対してということでございますので、改めて申し添えます。それではつぎに、9月1日の防災の日も近づいてまいりましたので、協議事項、土浦市議会における災害発生時の対応について、事務局から説明を願います。

○**天貝議会事務局次長** この度、改選により議員の皆様の顔ぶれが大きく変わっておりますので、本市議会でルール化されてる災害発生時のマニュアルを全員協議会において説明するとともに、非常時の参集及び連絡訓練を実施してはどうかというものでございます。マニュアルの概略を説明いたします。災害が発生し執行部側が災害対策本部を設置した場合、各議員が個別に各地域の状況の報告や個別の要請を行うと、優先順位により災害対策に当たっている執行部側が混乱するため、議会側は議会側として情報を集約して必要に応じて執行部側に要請を行うというものです。議会運営委員会委員は、一番下の囲みの中の支援事務を行うこととなります。具体的には、議運の委員以外の議員の安否確認、被災地及び避難所の状況把握などでございます。続いて3ページをお願いいたします。非常時参集訓練及び連絡訓練についてです。2番の訓練の概要としましては、9月25日。こちらは9月定例会最終日の前日です。その日の朝、土浦市地域で震度6弱の地震が発生し、家屋倒壊などの被害が発生と。そして9時10分に、執行部側で災害対策本部が設置されたという想定で、訓練を行うものです。災害対策本部に出席しております議会事務局長が、被害状況を正副議長に報告、そして協議を行いまして、議会内に災害対策連絡会議を設置しようとなった場合には、議会運営委員長に参集を求めた上で、設置するか否かの協議を行います。その結果、災害対策連絡会議を設置することになった場合には、議会運営委員長が、下の網掛けの連絡網により委員を召集いたします。続いて4ページをお願いいたします。委員の皆さんにつきましては、網掛けの役割分担のもと、議運の委員以外の議員の安否確認、それから被害の情報の収集等を行っていただきます。各委員が収集しました情報は、整理をした後、議会事務局長が執行部側の災害対策本部に報告をいたします。安否確認の際には、議運の委員の方々は、資料の9-2の議員安否確認表を用いまして、安否確認を行っていただきたいと存じます。説明につきましては以上でございます。

○**吉田委員長** それでは、ただ今事務局より説明のありました大規模災害時における議員非常時参集及び訓練。皆様からまず、このことについての御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**天貝議会事務局次長** 9月5日初日の全員協議会におきましてもまた改めて御案内差し上げますので、よろしく願いしたいと存じます。

○**吉田委員長** それでは大規模災害時における議員非常時参集及び訓練について、9月25日に行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** 御異議なしと認めます。それでは連絡訓練については、9月25日午前9時30分より順次行います。よろしく願いをいたします。その他、何かございますでしょうか。

○**天貝議会事務局次長** 全国市議会議長会それから県の市議会議長会から、議員表彰がございまして。延べ6名の表彰がございまして、9月定例会初日開会前に贈呈式を行い、議場で贈呈式を行いたいと存じますのでよろしく願いいたします。

○吉田委員長 その他ございますか。

○小坂委員 表彰される方の御名前は。

○天貝議会事務局次長 全国議長会の方は海老原議員。それから、県の議長会は、これも海老原議員、それから下村議員、今野議員、島岡議長、勝田議員でございます。

○吉田委員長 その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。